

報告第21号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をしたことの報告について
上記の報告をする。

令和2年11月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された和解の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された和解について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

1 和解の相手方

原告 大阪市在住者外3名

2 事案の概要

原告らは、相被告らが、区肺がん検診を含む胸部エックス線検査の判定過誤等により、原告らの亡親族から治療の機会を奪って死に至らせたとして、また、被告杉並区が、区から区肺がん検診を受託した相被告が適正に読影・判定を行うことができる医療機関を選択していると信じ込み、実施医療機関の実態について検証を行うことを怠っていなければ、原告らの亡親族の死亡を防止することができたとして、被告杉並区外12名に対し、連帯して、損害賠償金1億7,500万円を支払うこと等を求めて訴えを提起した。

3 和解の内容

- (1) 被告杉並区は、原告らに対し、本件の経過及び結果の重大性に鑑み、原告らの亡親族について生じた本件事象に遺憾の意を表する。
- (2) 原告らは、被告杉並区に対するその余の請求をいずれも放棄する。
- (3) 原告らと被告杉並区との間には、本件に関し、本和解条項に定め

るもののほかには何らの債権債務のないことを相互に確認する。

(4) 訴訟費用は各自の負担とする。

4 専決処分日

令和2年9月11日